



山形県公報

平成23年9月6日（火）
第2275号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…895
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…896
- 公共測量の実施の通知……………（農村整備課）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………（森林課）…897
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 道路の位置の指定……………（最上総合支庁建築課）…898
- 県証紙売りさばき所の変更……………（会計局）…同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………（同）…同

### 公 告

- 平成23年度砂利採取業務主任者試験の実施……………（産業政策課）…899
- 一般競争入札の公告……………（会計局）…同

## 告 示

### 山形県告示第742号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類     | 指定年月日       |
|----------------|--------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社とよみ        | ケアプランセンター大地<br>鶴岡市井岡字和田327番地27 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成23. 8. 22 |

### 山形県告示第743号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称  | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類     | 廃止年月日      |
|---------------------|--------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社託人会             | ドレミファ<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4     | 居 宅 介 護 支 援 | 平成23. 8. 1 |
| 合同会社とよみ管理栄養士事<br>務所 | ケアプランセンター大地<br>鶴岡市井岡字和田327番地27 | 居 宅 介 護 支 援 | 同 8.31     |

**山形県告示第744号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの種類            | 廃止年月日       |
|----------------------------------|------------------------|------------------------|-------------|
| 合同会社介護サービスはる<br>鶴岡市小国乙43番地       | 介護サービスはる<br>鶴岡市小国乙43番地 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成23. 8. 23 |

**山形県告示第745号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
南陽市
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年9月1日から平成24年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（補助基準点測量）

**山形県告示第746号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤島字笹花16番地2
- 3 認可年月日  
平成23年8月29日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第747号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 保安林解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は省略し、その図面を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
  - (3) 保安林解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は省略し、その図面を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第748号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年9月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|---------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 新庄市堀端町2732番4から<br>同 十日町字差首野川2747番10まで | 旧    | 20.4メートル<br>} 7.0  | 120メートル |
| 同 上                                   | 新    | 20.4メートル<br>} 7.0  | 同 上     |
| 同 上                                   |      | 35.6メートル<br>} 11.4 | 100メートル |

**山形県告示第749号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年9月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|----------------------------------|------|--------------------|---------|
| 最上郡鮭川村大字京塚字上野649番6から<br>同 672番まで | 旧    | 21.4メートル<br>} 17.5 | 295メートル |
| 同 上                              | 新    | 23.0メートル<br>} 17.5 | 同 上     |

**山形県告示第750号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道最総建第208号
- 2 指定の場所 新庄市十日町字中山野11479番の一部、11480番の一部、11487番の一部  
新庄市十日町字稲荷前11407番の一部、11422番の一部
- 3 道路の現況 幅員5.0メートル  
延長65.55メートル
- 4 指定年月日 平成23年8月26日

**山形県告示第751号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名    | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |               | 承 認<br>年 月 日 |
|-------------------------|---------------------|---------------|--------------|
|                         | 変 更 前               | 変 更 後         |              |
| 株式会社メフォス<br>取締役社長 佐藤 次則 | 上山市河崎一丁目1番10号       | 同 左           | 平成23. 8. 26  |
|                         |                     | 米沢市金池五丁目2番25号 |              |

**山形県告示第752号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名              | 所 在 地        | 売りさばき所の所在地    | 廃 止 年 月 日   |
|------------------------|--------------|---------------|-------------|
| コジマ株式会社<br>代表取締役 小島 和雄 | 米沢市大町三丁目5番6号 | 米沢市金池五丁目2番25号 | 平成23. 8. 19 |

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成23年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年11月11日（金） 午前10時から正午まで
- (2) 場 所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号

### 2 受験手続

受験願書を平成23年10月3日（月）から平成23年10月14日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号 商工観光部産業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、10月14日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

### 3 その他

詳細については、商工観光部産業政策課鉦政担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、反応性イオンエッチング装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成23年10月17日（月）午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 反応性イオンエッチング装置 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成24年3月16日（金）
- (4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県工業技術センター
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的

に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証する書類及び2の(1)の物品の仕様適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成23年10月5日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Reactive Ion Etching system: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00A.M. October 17, 2011
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2724